令和９年度採用
練馬区会計年度任用職員（医療生活支援員）採用選考募集案内

１　採用予定者数　　若干名

２　職務内容　　保育園児に対する医療的ケアに関することおよび保健業務の補助など

３　勤務場所　　区立保育園（直営）のうち区が指定する医療的ケア指定園等

（１）医療的ケア指定園

練馬保育園、土支田保育園、西大泉保育園、関町第三保育園、石神井台第二保育園、光が丘第三保育園、光が丘第五保育園、光が丘第七保育園

（２）近隣指定園への出張勤務

配属となった医療的ケア指定園（以下「指定園」という）での勤務の他に、近隣の指定園の職員体制や運営状況に応じて、出張勤務を行うことがあります。

※出張に伴い、旅費が発生する場合は支給します。

（３）その他

医療的ケア児の在籍状況ならびに本人意向等により、指定園以外での区立直営保育園のいずれかでの勤務になる場合もあります。

４　応募資格　　看護師免許保持者

５　任用期間　　令和９年４月１日～令和10年３月31日（１年間）

※　選考のうえ、次年度に再度の任用を行うことがあります。

６　勤務条件

（１）報酬額　　時給 2,000円（地域手当相当額を含む）

※　毎月15日（15日が金融機関営業日でない場合は直前営業日）に前月勤務実績分を口座振替の方法により支払います。

※　採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

※　この他に、条件を満たす場合は期末勤勉手当の支給があります。

（２）勤務時間　　午前8時30分から午後5時15分までの間で7時間45分以内

（３）勤務時間数・日数　　①７時間勤務　　月13～17日の範囲内

②７時間45分勤務　月12～16日の範囲内

（４）休憩時間　　１時間

（５）勤務を要しない日　　日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日

（６）時間外労働　　なし

（７）社会保険　　東京都職員共済組合（医療・介護・福祉）、厚生年金保険（70歳未満）、雇用保険

※勤務時間、勤務日数に応じて加入します。

（８）労務災害・通勤災害　適用あり

（９）勤務園の変更　　年度途中に勤務園を変更する場合があります。

（10）年次有給休暇　　任期が６月を超える者について、一週間の勤務日数または一年間

の勤務日数に応じて任用当初に下表の日数を付与します。

週	年	任用年度						
		１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目以降
５以上	217以上	10	11	12	14	16	18	20
4	169～216	7	8	9	10	12	13	15
3	121～168	5	6	6	8	9	10	11
2	73～120	3	4	4	5	6	6	7
1	48～72	1	2	2	2	3	3	3

※　「週」は週単位で勤務日数が定められている場合

「年」は年または月単位で勤務日数が定められている場合

※　年または月単位で勤務日数が定められている職のうち、一年の勤務日数が２１６日以下の職であって、一日の勤務時間が７時間以上であり、かつ、年間の総勤務時間数が１，４２８時間以上であるものは、この表の年の項における「２１７日以上」の欄に定める日数とします。

※　任期が６月を超えない場合は、任期に応じた所定の日数を付与します。

※　公務に支障がないと認めるときは、時間単位の取得を認めます。

(11) 通勤費　「練馬区職員の給与に関する条例」16条に準じ、該当者に支給します。

（勤務日数および通勤距離に応じて毎月実績払い）

通勤距離		片道２キロメートル以上	
支給上限		55,000円／月	
勤務日数		①月16日以上または週４日以上勤務する者	②左記以外の者
支給範囲	公共交通機関（電車・バス）	常勤職員と同様の基準 以下の表のとおり。	常勤職員と同様の基準 以下の表のとおり。
	交通用具（自転車）	常勤職員と同様の基準 以下の表のとおり。	一律1,000円

※　交通機関利用者の手当額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路および方法に基づき算出される額を支給します。

※　交通機関を乗継いで通勤する場合、各々１km以上のものに支給します。

＜表＞

区分		手当額（１ヶ月分相当額）
交通機関（電車・バス等）利用者（２km以上のもの）		１か月の支給上限55,000円
交通用具使用者	自転車等の使用距離片道１km以上５km未満（交通機関併用者）	2,600円
	自転車等の使用距離片道２km以上５km未満	
	自転車等の使用距離片道５km以上10km未満	3,000円
	以下自転車等の使用距離５km毎に2,000円ずつプラス	

7　服務等　「地方公務員法」より抜粋

（欠格条項）

第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※　平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は選考を受けることができません。

（服務）

第三十条　　すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第三十一条　職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第三十二条　職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

第三十三条　職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第三十四条　職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

8　選考方法・日程等

（１）選考方法・日程　　書類および面接による選考（令和８年12月中に実施）

下記のいずれかの日程で実施予定

日程	時間帯（１人約30分程度）
令和８年12月14日（月）	16：30～21：00
令和８年12月15日（火）	10：30～12：00　/　16：30～21：00
令和８年12月21日（月）	16：30～21：00
令和８年12月22日（火）	16：30～21：00

（２）選考結果通知　　選考後、令和８年12月下旬から令和９年１月上旬に書面にて通知

9　申込方法

（１）申込方法

令和８年11月30日（月）までに原則（２）オンライン申請（LoGoフォーム）にてお申し込みください。オンライン申請が困難な場合は（３）郵送もしくは持参にて申込書等をご提出ください。

（２）オンライン申請（LoGoフォーム）での申込

QRコードを読み込んだうえ、画面の指示にしたがって必要項目に入力の上、申請してください。

※　「顔写真」および「看護師免許証」のデータをアップロードする必要があります。

（３）郵送もしくは持参

以下の必要書類を揃えたうえ、保育課管理係へ持参（令和８年11月30日午後５時まで）または郵送（令和８年11月30日必着）にてご提出ください。

ア　練馬区会計年度任用職員（医療生活支援員）採用選考　受験申込書

イ　看護師免許証の写し

（４）誓約書の記載

「練馬区会計年度任用職員（医療生活支援員）採用選考　誓約書」を自署いただき、**面接時までに提出**してください。

※　ご提出いただく書類に記載されている個人情報は、採用選考関係のみに使用します。また、提出された申込書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

10　その他

・面接の際に、過去に「わいせつ行為」による処分を受けたかどうか確認することがあります。あらかじめご了承ください。

・区立認可保育園は、令和８年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）の義務対象事業者に該当します。

本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、区立認可保育園の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、あらかじめ採用選考過程において、誓約書や履歴書等により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

・上記によらない場合にも、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。

11　申込先・問合せ先

練馬区役所こども家庭部保育課管理係
住所：〒176-8501　東京都練馬区豊玉北6-12-1（本庁舎10階）
電話：03-5984-5839（直通）